

## 徳島東部都市計画火葬場

### 「小松島市火葬場施設」

### 都市計画(案)の縦覧のお知らせ

徳島東部都市計画火葬場の都市計画決定について、都市計画法第17条第1項の規定に基づき案の縦覧を行います。なお、本案に対して意見のある方は意見書を提出することができます。

#### 関係図書縦覧期間等

4月6日(月)～4月20日(月)までの間、市役所1階の市民生活課窓口または市ホームページでご覧いただけます。

※窓口での縦覧は、土曜・日曜を除く午前8時30分～午後5時15分までです。

#### 【意見書の提出方法】

この都市計画の案に意見のある方は、意見書を提出することができます。様式は自由ですが、必ず住所、氏名、電話番号を記載のうえ、市民生活課(市役所1階)に持参、郵送、FAXまたは電子メールで提出してください。

#### 【意見書の提出期間】

4月6日(月)～4月20日(月)(期間中必着)

#### 【意見書の提出先・お問い合わせ先】

〒773-8501

小松島市横須町1番1号

小松島市 市民生活課環境企画・公害担当

☎32・2147 / FAX33・2234

Mail:seikatsukankyo@city.komatsushima.tokushima.jp

## 小松島市消費生活センターの 相談受付時間を延長します

小松島市消費生活センターでは、これまで平日の午前9時から午後3時まで相談受付を行っていましたが、平成27年4月1日より、相談受付時間を1時間延長します。

#### 【相談受付時間】

午前9時～午後4時まで

(土・日・祝日・年末年始を除く)



小松島市消費生活センターでは、市民の方からの商品やサービスに関する苦情、相談などを受け付け、解決のための助言やあっせんを行っています。

消費生活上のトラブルや悩みについてお困りの時は、お気軽にご相談ください。

#### 【相談先】

小松島市消費生活センター  
(横須町2番14号、市教育委員会庁舎内)  
☎ & FAX 38・6880

### ◇市役所窓口手続き◇

## 戸籍・住民票請求の際 窓口での「本人確認」に ご協力ください！

証明書の不正取得を防ぐため、戸籍や住民票などの証明書を交付請求される際に、窓口で手続きされる方の本人確認をさせていただいております。

#### 【提示していただく本人確認書類】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証、住基カードなど)を提示してください。

なお、顔写真付きの身分証明書をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証などを複数提示してください。

#### ◆代理請求の場合

委任状などの書面の提出により代理権限の確認も行っております。

#### 【お問い合わせ先】

市民生活課住基戸籍担当(市役所1階)  
☎32・2112 / FAX33・2234  
Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.tokushima.jp